

「第5次札幌市産業廃棄物処理指導計画（案）」に対する
ご意見の概要と札幌市の考え方について

令和3年（2021年）3月

札 幌 市

市政等資料番号
01-J01-20-2319

1 意見募集実施の概要

(1) 意見募集期間

令和3年(2021年)2月17日(水)～3月18日(木)の30日間

(2) 意見提出方法

持参、郵送、FAX、電子メール

(3) 資料の配布・閲覧場所

- ・環境局環境事業部事業廃棄物課
- ・市政刊行物コーナー
- ・各区役所(総務企画課広聴係)
- ・本市ホームページ

(<https://www.city.sapporo.jp/seiso/jigyousyo/sanpai/dai5jisanpaishidoukeikaku.html>)

2 意見の内訳

(1) 意見提出者数・意見数

1人、1件

(2) 意見提出者内訳

	札幌市内	札幌市外	不明	計
個人	1人	0人	0人	1人
法人・団体	0人	0人	0人	0人
匿名	0人	0人	0人	0人
計	1人	0人	0人	1人

(3) 意見提出方法内訳

	持参	郵送	FAX	電子メール	計
提出者数	0人	0人	1人	0人	1人

(4) 意見内容の内訳

項目	件数
第1章 第5次札幌市産業廃棄物処理指導計画の基本的事項	0件
第2章 産業廃棄物の処理状況	0件
第3章 計画目標	0件
第4章 実施計画	0件
その他	1件
合計	1件

3 意見の概要と札幌市の考え方

第1章 第5次札幌市産業廃棄物処理指導計画の基本的事項		
意見なし		
第2章 産業廃棄物の処理状況		
意見なし		
第3章 計画目標		
意見なし		
第4章 実施計画		
意見なし		
その他		
No.	意見内容	市の考え方
1	<p>産業廃棄物の排出抑制を推進しておきながら、新幹線の残土を札幌市内の土地に搬入するのは、産業廃棄物の排出抑制と完全に矛盾する。地元の反発が根強いことも考え併せれば、新幹線の残土を札幌市内の土地に搬入するのは自重すべきである。</p> <p>リサイクルと適正処理を掲げるのであれば、北海道新幹線札幌トンネル掘削工事に伴い発生する環境基準を超過した110万立方メートルに上る要対策土を無害に浄化するように鉄道・運輸機構に指導するのが札幌市の責務である。遮水シートで被う場当たりの対応で事足りりとするなどのもつてのほかである。</p>	<p>土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではないとされています。このことから、残土は本計画において対象とするものではありません。</p> <p>なお、トンネル工事に伴う発生土の受入候補地については、工事工区を抱える自治体において確保すべきと認識しており、まずは、市内における受入地の検討・選定に最大限努力しているところです。</p> <p>基準を超える重金属等を含む発生土（対策土）の受入れについては、周辺環境に影響を与えないということが前提であり、鉄道・運輸機構に対して、十分な調査と検討を行った上で、確実かつ万全な対策を求めてまいります。</p>